

ニセコ町農畜産物販売促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、インバウンドの減少や輸出の停滞等により、在庫の滞留、価格の低下、売上げの減少等が生じている品目について、販売促進を行うことにより将来のインバウンド需要や輸出の再開等に対応できる生産・供給体制を維持することを目的とし、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな取組として、販売促進や販路拡大を行う者に対し、予算の範囲内において、ニセコ町農畜産物販売促進事業補助金(以下、「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、ニセコ町補助金等交付規則(昭和52年規則第3号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要綱に定める補助金の交付対象者(以下、「補助事業者」という。)は、次のいずれかに該当する者であって、かつ、町税の滞納がない者とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に基づく農業経営改善計画の認定及び青年等就農計画の認定を受けている又は受けることが確実な者
- (2) 町内に在住で農業所得を得ている者
- (3) 構成員が町内の在住者であり、かつ、3戸以上の農業者で構成された団体
- (4) 町内に本社を有する法人

(補助金の種類及び要件)

第3条 補助金の種類は、ニセコ町農畜産物販売促進事業補助金とし、国、他の地方公共団体又は公共的団体から補助を受けていない、又は補助を受ける見込みのない事業で、令和2年11月1日以降に実施し、令和3年2月28日までに終了する事業とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、新型コロナウイルス感染症に対応した農畜産物の販売促進に係る経費とし、補助額及び補助金の限度額は、別表1及び2のとおりとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

2 補助金の交付は、一補助事業者について1回限りとする。

3 補助の対象となる備品購入費は、汎用性が高く、使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できないものは、補助対象外とする。

(申請書に添付する書類)

第5条 規則第3条第3号の事業計画書は、事業の種類に応じて、別記様式第1号及び第2号によるものとする。

(補助金の交付の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

(実績報告に添付する書類)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後、令和3年2月28日までに規則第15条に定める補助事業等実績報告書を提出しなければならない。規則第15条第1号に定める成果報告書は、別記様式第1号及び第2号の事業計画書を実績報告書と読み替えるものとする。

(補助金の支払い)

第8条 補助金は、補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、特に必要があると認められる場合は、補助金等の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

(財産の処分の制限)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないものとする。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定するそれぞれの財産の耐用年数を経過したとき、又は町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行し、令和2年11月1日以後に実施する事業について適用する。

(失効)

2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定により、失効前のこの要綱の規定により交付された補助金に係る第9条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表1(第4条関係)

事業の種類	事業の内容	補助率
ニセコ町農畜産物販売促進事業		
1 販売促進・販路拡大支援事業	ニセコ町農畜産物の消費拡大に資するために必要となる販売促進や販路拡大に向けた取組を支援する。 委託・外注費、消耗品費、備品購入費、広告宣伝費、原材料費、その他諸経費	10分の10以内 (上限：団体・法人500,000円、個人200,000円)
2 町内産農畜産物を活用した商品開発支援事業	新型コロナウイルス感染拡大の影響により売上が減少した農畜産物を活用した新たな加工品の施策、製造、販売促進等に係る取組を支援する。 委託・外注費、消耗品費、備品購入費(全体事業費の1/3以内とする)、広告宣伝費、原材料費、その他諸経費	10分の10以内 (上限：1,500,000円)

別表2(第4条関係)

経費区分	内容	注意点
委託・外注費	事業を行うために、補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ委託・外注するために必要な経費	
備品費	事業を行うために必要な物品(ただし、1年以上継続して使用できるもの)の購入に必要な経費	汎用性の高い物品は対象外とする。
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって機器購入費に属さないものの購入に係る経費	
広告宣伝費	事業を行うために必要な広告・宣伝に係る経費	
原材料費	事業を行うために必要な農畜産物の購入に係る経費	
その他諸経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。	